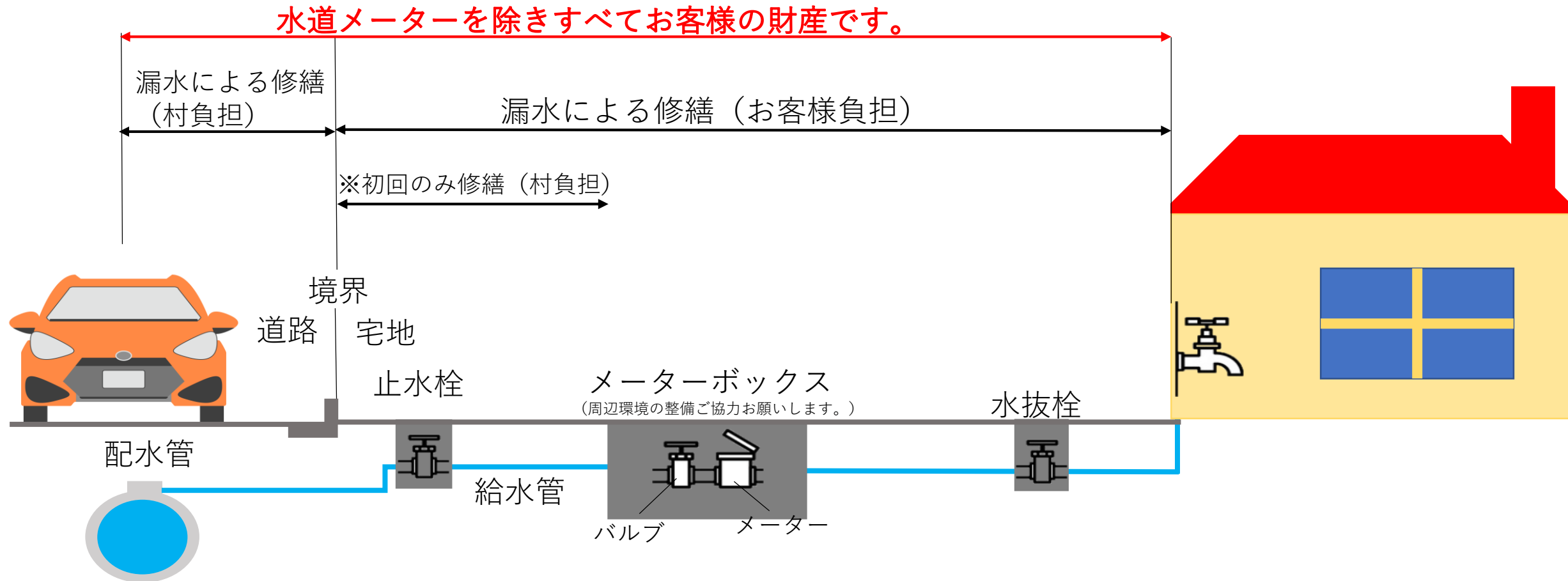


漏水箇所により費用負担が異なります



道路部での漏水

大衡村上下水道課に連絡してください。

宅地内での漏水 (境界～メーター)

初回のみ村で修繕します。
2回目以降についてはお客様負担
で修繕してください。

宅地内での漏水 (メーター～蛇口)

お客様から直接指定給水装置工事事業
者に修繕依頼してください。